

障 号 外
令和 6 年 1 2 月 9 日

各事業所・施設等担当者 様
(松江市に所在するものを含む)

島根県健康福祉部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

個別支援計画の作成の業務に関する届出書について

平素より本県の障がい福祉行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）に係る研修制度については、令和 5 年 6 月の制度改正により、①基礎研修受講開始時において既に配置要件を満たす者で、②個別支援計画作成の一連の業務に従事することを、③指定権者に届け出ている場合は、実践研修を受講するために必要な OJT の期間を、例外的に「6 月以上」とする取扱いが追加されました。（別紙「参考 1」参照）

また、この指定権者への届出については、国の資料では事前に届け出ることとされていますが、事前の届出を行わずに OJT を開始している事例が散見されます。

つきましては、指定権者への届出については、6 月以上の OJT を実施する前に行っていただきますようお願いいたします。

なお、既に事前の届出を行わずに OJT を開始している場合は、事前の届出を行わずにされた OJT の期間は「6 月以上」の期間に含めることは出来ず、届出の日以降にされた OJT の期間のみ有効としますので、取扱いにご留意いただきますようお願いいたします。（別紙「参考 2」参照）

※届出書の様式は県 HP に掲載しております。

トップ>医療・福祉>福祉>障がい者福祉>事業者向け>7-2 サービス管理責任者等に係る改正関係

【問い合わせ先】

島根県健康福祉部障がい福祉課サービス育成係
担当：堀江
TEL:0852-22-6898
e-mail:syogai-ikusei@pref.shimane.lg.jp

(別紙)

(参考1) OJTを6月で実践研修を受講できる方の要件

【要件】 ※①～③をすべて満たす必要あり

① 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務要件を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。

(具体的には以下のいずれかのとおり)

- ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務(※)を行う。
 - ・ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。
- (※) 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に事前に届出を行う。

(参考2) OJTの取り扱いについて

※事前の届出を行わずOJTを実施していた場合

